R7.4.1～

五所川原市指定排水設備工事業者の皆さまへ

五所川原市指定排水設備工事業者証の有効期限　令和９年３月３１日まで

1.　指定業者の異動があった場合は

・資格者の登録・抹消…責任技術者・配管工登録、抹消申請書(様式第 3、5 号)※
・資格者の氏名、住所変更等…責任技術者・配管工異動届(様式第 4 号)※
・組織の変更、営業の廃止等…排水設備工事業者異動届(様式第 9 号)※
※五所川原市 HP よりダウンロードできます。

2.　排水設備工事の申請について

排水設備等工事計画確認申請書は工事着手の 5 日前までに提出すること。
　無届工事や当市で許可していない施工等、条例に違反した場合は指定の取消しや一時停止等の処分を行うので注意して下さい。現場条件等により特殊な工事を行う場合は事前に下水道課に確認をお願いします。

申請必要書類

・排水設備等工事計画確認申請書※
・位置図、平面図、縦断図、詳細図(ドロップ、公設桝など)
※五所川原市 HP よりダウンロードできます。

3.　施工について

・平面図において、排水箇所ごとに記号を設けること。(浴室の洗い場や浴槽の部分、食洗器の部分などを省略しないこと)
・排水管の勾配、土被り等は市の下水道条例で定めています。特別な理由がある場合は事前に下水道課へ相談して下さい。
(例)　φ100mm の場合　勾配 2/100 以上 10/100 未満、土被り 30 ㎝以上
・大便器からの合流は最上流である場合を除き 3 ㎝以上の段差桝を設けること。
・ドロップ桝の詳細図にはエルボ部分の材料名を記載すること。当市では大曲エルボ(90LL)もしくは落差調整桝を承認しています。
・公設桝の詳細図に桝の種類名(フリーインバート桝やコンクリート桝、三方向合流桝ストレート桝など)を記載すること。公設桝はフリーインバート桝以外のホルソーの使用(瀧落し)は許可しておりません。
・各排水機器にトラップを設けること。ただし、二重トラップは認めません。
・油脂、ガソリン、土砂など、下水道施設の機能を妨げる物質を排水する場合は阻集器の設置が義務付けられています。(飲食店や歯医者、ガソリンスタンド、理髪店、コインランドリーなど) 阻集器を設置する場合は選定したものの承認図、計算書を添付すること。
・特定事業場の施工を計画する場合は事前に下水道課へ相談すること。
・雨水や足洗い場などは下水道に接続しないこと。
・重量構造物下に排水管を通さないように留意すること。
・排水管の屈曲点や延長が 15m を超える場合は掃除口を設けること。
・ディスポーザー、自在継手の使用は認めません。

4. 完成検査

完成日から 5 日以内に完成届を提出し使用開始前に完成検査を受けること。外構工事が未完成等の理由で宅内桝の深さ、土被り、地盤高が変更になる場合、完成届提出前に相談すること。

完成必要書類

・排水設備等工事完成届※
・位置図、平面図、縦断図、詳細図(ドロップ、公設桝など)
・下水道使用届※

※五所川原市 HP よりダウンロードできます。

検査内容

・水道メーターの確認(メーター番号、口径、指針)
・屋外排水管の距離、桝深さの計測
・点検ミラーと点検ライトによる排水管の確認
・屋内での機器、排水の確認

※排水管、桝等は検査前に清掃して下さい。場合によっては水準レベルによる計測をすることがあります。

5. 下水道使用届について

完成届提出時に下水道使用届を提出すること。

浄化槽・くみ取りから切替の場合、切替時のメーター指針を忘れずに記入すること。アパート※など水道メーターが複数個ある場合、その個数分の使用届を提出すること。

※アパート名、部屋番号を明記して下さい。

6. 工事検査手数料

工事検査を行った月末に工事検査手数料の納付書を会社宛に郵送します。納付期限日までに納付するようにお願いします。

・工事検査手数料

手数料　　：1 件につき 3000 円
納付期限日：次月の 15 日まで（郵送した日により変わることがあります。）

☆メールアドレスによる申請の受付について(令和 6 年 4 月 1 日開始)

詳細は五所川原市ホームページ
「下水道について」―「お知らせ」―「電子メールによる申請の受付について」をご確認下さい。
〇ホームページ URL
https://www.city.goshogawara.lg.jp/kurashi/machi/gesui/index.html
〇受付メールアドレス
gesuidou.shinsei@city.goshogawara.lg.jp